（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外観検査）

**第二十七条**　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

**第二十八条**　［略］

2　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

**第二十九条**　規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあっては、次に掲げるものとする。

イ　自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

ロ　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあっては、容器に装置されたことがないものであること。

2　［略］

（検査設備の基準）

**第三十一条**　［略］

2・3　［略］

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外観検査）

**第二十七条**　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品」という。）及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品（以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。）の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験）

**第二十八条**　［略］

2　圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一・二　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

**第二十九条**　規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあっては、次に掲げるものとする。

イ　自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

ロ　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあっては、容器に装置されたことがないものであること。

2　［略］

（検査設備の基準）

**第三十一条**　［略］

2・3　［略］